

各 位

令和8年6月2日

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業
欧米豪旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業」
の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名

令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業
欧米豪旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業

2. 業務委託期間

契約締結日～令和9年2月26日（金）

3. 今後のスケジュール（予定）

6月2日（火）	公示	
6月12日（金）	企画提案の参加表明期限	15：00 締切
6月22日（月）	企画提案書の提出期限	12：00 締切
6月下旬	審査会（ヒアリング審査）の実施	（予定）
7月上旬	委託事業者決定、契約締結、業務開始	

4. 委託事業費（上限）

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は6月12日（金）12時までメールにて受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【問合せ先】

(公社)北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部

担当：立松・錦織

Email：m_tatematsu@visithkd.or.jp

Email：a_nishigoori@visithkd.or.jp

以上

**令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業
欧米豪旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業
企画提案募集要領（指示書）**

1. 事業目的

公益社団法人北海道観光機構では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、観光消費額のさらなる拡大を重要な目的として掲げている。その実現には、観光消費単価の高い外国人観光客の誘致が不可欠であり、ターゲットに直結したアプローチが求められている。また、明瞭な四季がある中で、冬期間の集客が著しく、観光素材が広範囲に点在している北海道においては、季節・地域偏在の問題が顕著化しており、冬の集客力を活かしながら年間を通じて魅力を伝える通年化へのアプローチが求められている。

本事業では、欧米豪市場の有力な旅行会社を道内に招聘し、道内の「地方空港」を起点とした、AT（アドベンチャートラベル）の一要素である自然・食・文化体験を含んだ広域周遊モデルコースの FAM ツアーおよび道内事業者との商談会を実施する。これにより、欧米豪市場に対して「年間を通じて楽しめる具体的な滞在イメージ」を提示することで、新規ツアー商品の確実な造成・販売へと繋げるとともに、北海道の認知度向上、来道者数の拡大、ひいては観光消費額の増加と滞在日数の長期化を達成することを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること
- (2) 単体企業等又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
 - ・ 民間企業
 - ・ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）
8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
6. 委託期間及び業務スケジュール
 - (1) 委託期間：契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
 - (2) 業務スケジュール

6月2日（火）	公示
6月12日（金）	企画提案の参加表明期限 15:00 締切
6月22日（月）	企画提案書の提出期限 12:00 締切
6月下旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
7月上旬	本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、業務開始
2月26日（金）	事業実績報告書の提出期限、委託事業の終了
 - (3) 業務完了日
令和9年2月26日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。
 - (4) 委託費の支払
業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。
7. 業務委託内容（企画提案事項）

本事業については、地域偏在および季節偏在の解消を目的とし、欧米豪市場の旅行会社を対象としたFAMツアーおよび商談会の企画・運営、ならびに旅行商品の造成促進業務を実施すること。

 - (1) FAMツアーの実施
 - ① 対象国：欧米豪市場
短期滞在が主流となりやすいアジア主要市場とは異なり、欧米豪市場は「長期滞在型」であり、かつ「観光消費単価が高い」ことから、大きな経済波及効果が期待できるため、本事業では欧米豪市場を対象国とする。
 - ② 市場別ターゲット
 - (ア) 北米市場
ユナイテッド航空の新規就航・増便の動きを見据え、本道への誘客促進に広く寄与できる有力なバイヤーを選定すること。（西海岸エリアを中心としたバイヤーが望ましい。）
 - (イ) 欧州市場
当機構が実施する他の海外レップ事業等との重複を避けるため、近年のアドベンチャー・文化体験需要の高まりを踏まえ、「南欧州市場（スペイン、イタリア等）」を重点ターゲットに含めること
 - (ウ) 豪州市場
カンタス航空による冬季就航・増便の動きや、定着している既存の冬季スノーアクティビティ需要を踏まえつつ、グリーン期への還流や通年での周遊・長期滞在促進に繋げられる有力バイヤーを選定すること。
 - ③ 対象者
市場別ターゲットに基づいて、北海道の誘客促進および新規ツアー商品造成に最も高い実効性を持つと思われる、ATや高付加価値旅行商品の取り扱い実績が豊富な専門旅行会社を選定すること。なお、招聘対象者は、ツアー終了後に実際のツアー商品化を迅速かつ確実に進められるよう、「旅行商品の造成権限」を有する意思決定者とする。
 - (ア) 海外現地において、北海道（日本）を対象とした旅行商品の造成や販売を行っている、または今後新たに検討している有力な海外旅行会社。

- (イ) 欧米豪現地に拠点を有し、かつ日本国内にも拠点を置き、欧米豪市場向けに専門的なインバウンド旅行商品の造成・手配を行っている旅行会社。
※ただし、国内拠点からの招聘は最大3社3名までとする。

④ 招聘者数・期間・実施時期

- (ア) 招聘者数：6名（6社）以上。

上記ターゲット市場（北米、南欧州、豪州等）の選定を満たし、実効性の高いプロモーションができる旅行会社を提案すること。

なお、招聘総数のうち、上記「③対象者（イ）」に定める日本国内拠点からの招聘を含めることができるが、その数は最大3社3名までとする。

- (イ) FAM 日数：道内で5泊6日以上の適切な日程

（前泊・後泊含まず、最終日は商談会を開催）

- (ウ) 実施時期：季節偏在を解消する観点（グリーン期・オフシーズンの需要喚起）から、適切な日程を設定すること。

⑤ 体験コンテンツ

- (ア) 欧米豪市場の特性に合わせ、ATの重要な要素である「自然・文化・アクティビティ（食は文化に含む）」を統合した高付加価値な体験を提供すること

- (イ) 地方空港を拠点とした広域周遊など、欧米豪市場の旅行スタイルや周遊ニーズ、文化的背景を最大限に反映した行程を策定すること。

- (ウ) 本事業の主たる目的を達成するため、視察行程は「道内の地方空港を起点とする広域周遊コース」とすることを必須の要件とする。なお、その際の旅行行程については、到着空港と出発空港が異なる空港の組み合わせであっても構わない。

- (エ) 実施する視察コースについては、後日、当機構のウェブサイトへモデルコース（サンプルツアー）として掲載することを想定しているため、行程等の詳細について当機構との協議に応じること。

⑥ ガイドの同行

- (ア) スルーガイドの同行

ツアーの全体ストーリーを説明できるスルーガイドや北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者、ATの理念に精通した知見を持つ者を中心に内諾を取り、提案すること。最終的には当機構と協議の上、決定する。

- (イ) アクティビティガイド

アクティビティガイドの保有資格や安全管理体制を明示すること。

- (ウ) その他

- ・ 実施にあたっては英語での対応を基本とし、コミュニケーションや語学力に優れたガイド・添乗員等をアサインすること。
- ・ 事前に招聘者に対し、FAM トリップの行程、ストーリー、コンテンツの特徴や背景文化等をまとめた資料を作成し、提供すること。なお、提供資料は可能な限り各国の言語に翻訳して作成すること。
- ・

⑦ その他

- ・ 招聘者のインバウンド保険に加入すること。
- ・ 招聘者の出発国空港（または国内拠点空港）からの移動旅費を全て事業費に含めること。
- ・ 乗継地やツアー開始前後の宿泊が必要な場合は、その手配を事業費に含めること。
- ・ 荒天等により、予定していた行程が消化できない場合を想定し、代替案を提案すること。
- ・ 招聘者に対してアンケートを実施すること。
- ・ 10月末日時点におけるFAMの実施による効果について、中間報告を行うこと

(2) 地元観光関連事業者との意見交換会の実施

① 実施目的

招聘者が体験したコンテンツの評価や地域の受入環境について、地域事業者と相互に意見を交わす機会を設けることで、地域課題の共有とコンテンツの磨き上げを図るとともに、将来的な商品造成やプロモーションに直結するネットワークを構築することを目的とする。

② 実施場所・時間

(ア) 実施場所 FAM ツアー実施エリア内にて、1 回以上実施すること。
(札幌市内・近郊を除く)

(イ) 実施時間：1～2時間程度

③ 実施内容

(ア) 意見交換の実施 地域で体験したコンテンツの評価や、言語対応等の受入環境に関する意見交換を行う。

(イ) 地域事業者によるプレゼンテーション（希望制） 自社の取組やコンテンツをPRしたい事業者に対し、希望制で発表時間を設けること。

(ウ) 発表資料や事業者の連絡先をデジタルデータ等で集約し、招聘者が帰国後の商品造成等に活用できるよう配慮すること。

④ 参加対象

(ア) 招聘者（旅行会社）

(イ) 実施エリアの観光関連事業者（市町村、観光協会、ガイド、DMC、宿泊事業者等）

⑤ 業務内容

(ア) 参加者への案内・集客・とりまとめ

(イ) 事前に④の(イ)の参加対象者に招聘者の情報（旅行商品、企業案内、動画など）及び FAM ツアーの行程に関する情報をまとめて共有すること。

(ウ) 会場・備品手配・会場側との調整業務

(エ) 当日のプログラム策定

(オ) 当日の進行管理、ファシリテーション、および必要に応じた通訳の配置

(カ) アンケート実施・集計・分析

(3) 商談会の実施

FAM ツアーの最終日に、招聘者と道内事業者の実効性の高いマッチングを目的とした商談を開催すること。

① 実施目的：

FAM ツアーで得た地域の知見を具体的な商品造成やプロモーションへ繋げるため、招聘と道内事業者が直接対話する機会を設けること。特に招聘旅行会社に対しては、「地方空港を絡めた旅行商品の造成・販売（1商品以上）」をKPIとし、具体的な商品化に資する実効性の高い商談を実施させること。

② 実施場所・実施時間

(ア) 実施場所：札幌市内・近郊が望ましい。

(イ) 商談の形式（ハイブリッド開催）

全道からの参加促進のため、対面とオンラインを併用したハイブリッド形式で実施すること。商談にあたっては、地域の自治体、DMC、ガイド、宿泊事業者等がまとまった「地域連携チーム」としての共同参加（対面・オンライン混在でのグループ面談）を可能な限り目指すこと。ただし、スケジュール調整や運用上の制約等によりグループ編成が難しい場合は、DMCや個別事業者単体での参加・面談であっても構わない。

- (ウ) 各招聘した旅行会社については、商談に基づき1コース以上の旅行商品造成をKPIとし、商品造成に役に立つような商談を行ってもらうこと。
- (エ) 商談において通訳が必要と判断される場合は、適切な専門通訳人材を配置すること。

③ 参加対象

- (ア) バイヤー：FAMツアーに招聘する欧米豪市場の旅行会社6名(6社)以上。
- (イ) セラー：道内ツアーオペレーター、DMC、AT関連事業者、宿泊事業者等。
※参加するセラーの人数は、バイヤーと同数以上を確保すること。
※招聘市場のニーズ(自然・文化・食の高付加価値体験)に合致し、実際にB2Bでの手配・受入対応が可能な事業者を集約すること。

④ 業務内容

- (ア) セラーへの案内・集客・とりまとめ(対面およびオンライン参加双方の受付)。
- (イ) 各FAMツアーについて、各バイヤーが体験した行程、アクティビティなどを事前にセラーに共有し、FAMツアーの内容を商談に活かせるようにすること。
- (ウ) 受託者は、道内参加事業者(セラー)に対し、招聘した旅行会社の企業特性(取り扱い商品等)や今回体験したFAMツアーの内容が分かる情報を事前に共有し、セラー側がバイヤーのニーズや視察内容を把握した上で商談に臨める環境を整えること。
- (エ) オンライン参加のセラーに対しても、スムーズな商談システムおよびデジタル資料の共有環境を構築し、対面参加と同等の実効性を担保するよう運営を工夫すること。
- (オ) 会場・通信機材・備品手配・会場側との調整業務。
- (カ) 商談プログラムおよびマッチングスケジュールの策定。
- (キ) 商談会当日の運営、進行管理、およびサポート。
- (ク) アンケート実施・分析 次回以降の誘客や具体的な成約見込み(商品造成意向)を可視化できる内容とし、分析結果を報告すること。
- (ケ) 受託者はFAMツアーおよび商談会の実施に留まらず、その後の成果(具体的な旅行商品の造成進捗、成約状況、商談をきっかけとした継続的なビジネスの動き等)について、道内事業者や招聘バイヤーへの追跡調査(フォローアップ)を行い、その結果を最終報告書に含めること。

(4) その他自由提案

- (1)~(3)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(5) 事業目標 (KPI)

① FAMツアーの実施

- ・ 招聘者数：計6名(6社)以上の招聘。
- ・ 対象市場(北米、南欧州、豪州等)の選定を満たす、実効性の高いプロモーションができる旅行会社を選定すること。
※招聘総数のうち、日本国内に拠点を置く欧米豪市場専門の旅行会社を含めることができるが、その数は最大3社3名までとする。

② 招聘旅行会社の成果指標

- ・ ツアー商品の造成・販売：各招聘旅行会社は、商談に基づき、本行程(地方空港を起点・発着点とする広域周遊コース)に関連した北海道の旅行商品を1コース(1商品)以上、新規に造成・販売すること
- ・ 本KPIを確実に達成するため、招聘旅行会社が実際の造成・販売へと至るよう、受託者独自の工夫や効果的なアプローチ(フォローアップ体制の構築等)を提案すること。
- ・ 成果の追跡調査と報告：受託者は、事業終了(年度末)までの期間において、当該商品の販売状況や、招聘旅行会社の通期における北海道への送客実績、商談会を契機としたビジネスの進捗状況等について定期的な追跡調査(フォローアップ)を行い、その結果を取りまとめ

て機構へ報告すること。

③ 商談会の成果指標

- ・ 商談会の開催：FAM ツアーの最終日に、札幌市内または近郊において、対面参加とオンライン参加の双方を可能としたハイブリッド形式の商談会を1回開催すること。
- ・ セラー数の確保：道内の参加セラー（ツアーオペレーター、DMC、AT 関連事業者、宿泊事業者等）の数は、招聘バイヤー（旅行会社）と同数以上を確実に確保すること。

(6) 事業報告と権利関係の整理について

① 中間報告

- (ア) 事業の進捗状況、実施内容、現時点での成果及び今後の実施予定等について、中間報告を行うこと。
- (イ) 中間報告については、令和8年10月末までを目途に実施することとし、詳細な時期及び実施方法については観光機構と協議のうえ決定すること。

② 事業完了報告

- (ア) 事業の実施内容、成果、効果測定、数的分析等を盛り込み、分かりやすい年間報告書を作成すること。
- (イ) 令和8年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感および令和9年度以降に向けた取組提案等を含めること。
- (ウ) 日本語でA4版、両面印刷で100ページ程度にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。
- (エ) 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

③ 権利関係の整理

- (ア) 当事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。

④ 制作した映像、セミナー等で作成したプレゼン資料、著作権は観光機構所有とすること。

⑤ USBメモリ1部とDVD-R1枚（上記①～④を格納）を事業完了報告とともに提出すること。

(6) (1)～(5)共通の注意事項

事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

(7) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(8) 上記(1)～(3)の業務遂行にかかる計画の策定

(9) 上記(1)～(3)の業務にかかる進行管理

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。（書式は任意）

表明期限 令和8年6月12日（金） 15:00

表明先 事業本部 観光ブランド推進部 立松

Email: m_tatematsu@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、B to BやB to Cプロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては「A」「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式はA4版、両面印刷で50～75ページ程度とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの2部、記載しないもの3部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部 立松 宛
- (3) 提出期限 令和8年6月22日（月） 12時 **※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- 指示内容が十分理解されているか。
- 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- 効果的な事業内容となっているか。
-

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

※北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】海外旅行博において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など。

13. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が6社以上の場合、書面審査を行い、原則上位5社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとします。Zoomの場合も同様です。（ハイブリッド形式での参加は不可とする）

14. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

(1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなる場合があります、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 欧米豪旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 欧米豪旅行会社向け FAM ツアー及び商談会実施事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
会 長 唐神 昌子 様

〔申請者〕

住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（二次委託以降を含み、以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の現地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。